

成年後見制度ニーズ調査 【結果報告書】

平成29年3月

社会福祉法人 洲本市社会福祉協議会

—目 次—

| | |
|---|----|
| I 調査概要 | 3 |
| 1. 調査目的 | 3 |
| 2. 調査設計 | 3 |
| 3. 回収結果 | 3 |
| 4. 報告書の見方 | 3 |
| II 調査結果 | 4 |
| 問1. 貴事業所の利用者で、日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用されている方はいますか？ | 4 |
| 問2. 問1の方の後見類型は何ですか？ | 4 |
| 問3. 問1の方の申立ては誰が行いましたか？ | 5 |
| 問4. 問1の方はいつから成年後見制度を利用していますか？ | 5 |
| 問5. 問1の方が成年後見制度を利用することとなった基本疾病は何ですか？ | 5 |
| 問6. 問1の方が成年後見制度を利用することとなった動機は何ですか？ | 6 |
| 問7. 問1の方の後見人等は誰ですか？ | 6 |
| 問8. 後見人等の方との関係性はいかがですか？ | 7 |
| 問9. 貴事業所の利用者のうち問1でお答えいただいた人数を除き、成年後見制度を利用した方がよいと思われる方はいますか？ | 8 |
| 問10. 問9の方が成年後見制度を利用した方がよいと思われる理由は何ですか？ | 8 |
| 問11. 問9の方が成年後見制度の利用に至らない理由は何ですか？ | 9 |
| 問12. 問9の方の通帳・印鑑・現金等はどのように管理していますか？ | 9 |
| 問13. 成年後見制度の課題・問題点は何かと考えますか？（自由記述） | 10 |
| 問14. 洲本市社会福祉協議会へのご意見をお聞かせください（自由記述） | 13 |
| III 参考 | 14 |
| 調査票 | 15 |

I 調査概要

1. 調査目的

「洲本市社会福祉協議会・第3次地域福祉推進計画」に基づき、洲本市における成年後見制度の利用状況を調査し、今後の成年後見活動の充実を図ることを目的に実施した。

2. 調査設計

■調査対象者

洲本市に居住している高齢者及び障がい者を支援している支援者

(高齢者) 在宅：介護支援専門員

施設：入所施設職員（小規模、グループホーム含む）

(障がい者) 在宅：相談支援専門員

施設：入所施設・精神科病院職員

■調査期間

平成29年1月10日（火）～平成29年2月10日（金）

■調査方法

調査票により、支援者が普段の関わりの中で把握している情報をもとに記入（手渡し配布・郵送回収）

3. 回収結果

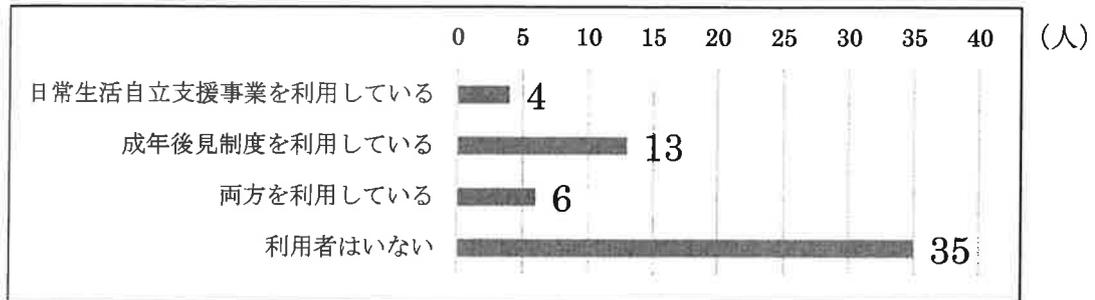
| | 対象者 | 配布数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|------|--------------|-----|-------|-------|
| 高齢者 | 介護支援専門員 | 46 | 32 | 66.7% |
| | 入所施設職員 | 23 | 18 | 78.3% |
| 障がい者 | 相談支援専門員 | 8 | 6 | 75.0% |
| | 入所施設・精神科病院職員 | 3 | 2 | 66.7% |
| 合計 | | 82 | 58 | 70.7% |

4. 報告書の見方

- 図表中の「N (number of case)」は有効標本数（集計対象者数）を表している
- 図表中の「SA (single answer)」は単数回答、「MA (multi answer)」は複数回答をそれぞれ表している
- 設問及び本文中の選択肢の引用について、長い分は簡略化している場合がある
- グラフや表中の表記について、不鮮明になる場合は簡略化していることがある

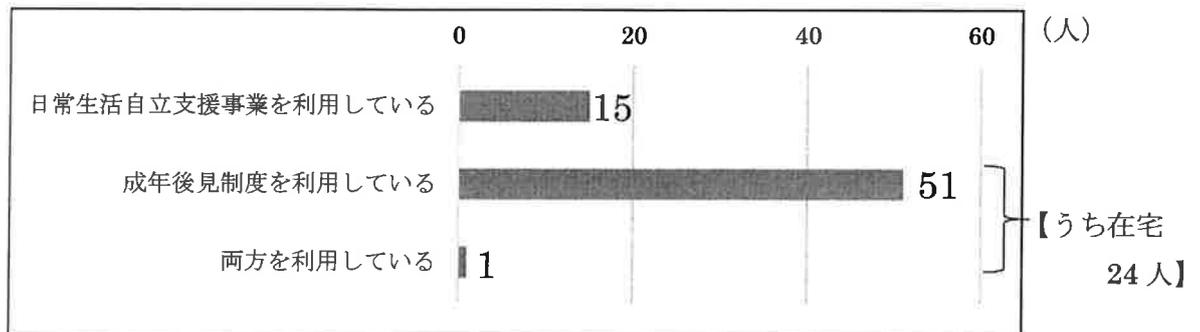
Ⅱ 調査結果

問1. 貴事業所（施設）の利用者で、日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）や成年後見制度を利用されている方はいますか？（SA）・N=58



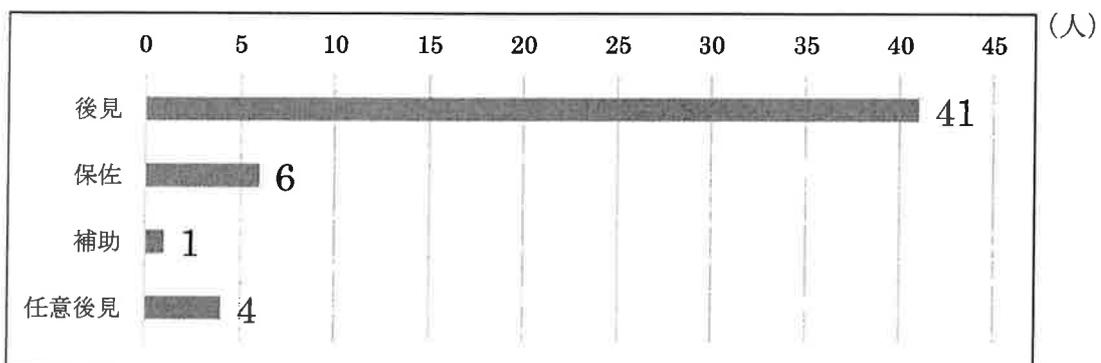
「日常生活自立支援事業」及び「成年後見制度」の利用者がいる事業所は全体の約40%であった。

※ 上記のうちの実利用者数



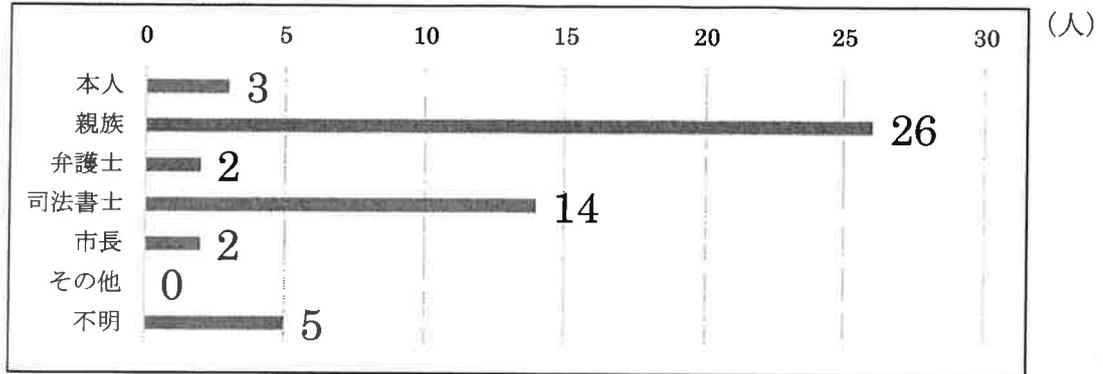
問1で回答いただいた件数を人数別に表すと上記のようになった。日常生活利用支援事業の利用者数は16名、成年後見制度の利用者数は52名であった。よって、以下のグラフは主に52名を母数としたグラフとなる。また、52名の利用者のうち24名（約46%）が在宅で暮らしている方であった。

問2. 問1の方の後見類型は何ですか？（SA）・N=52



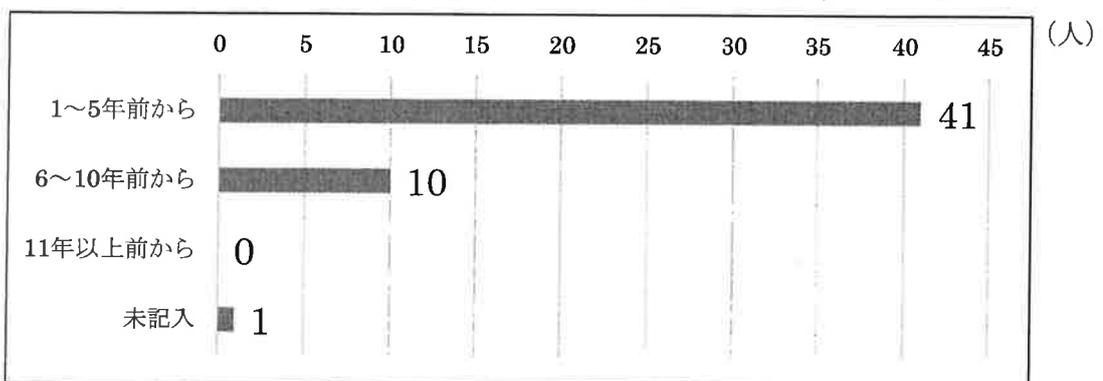
52名のうちの約79%が「後見」の利用となっていた。

問3. 問1の方の申立ては誰が行いましたか？ (SA)・N=52



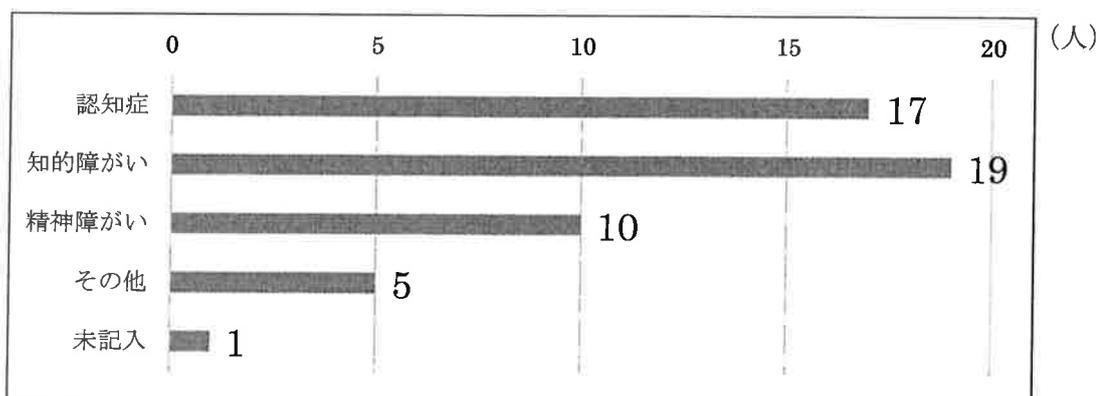
全体の50%が親族申立てとなっており、次に多かったのが司法書士の約27%となっていた。

問4. 問1の方はいつから成年後見制度を利用していますか？ (SA)・N=52



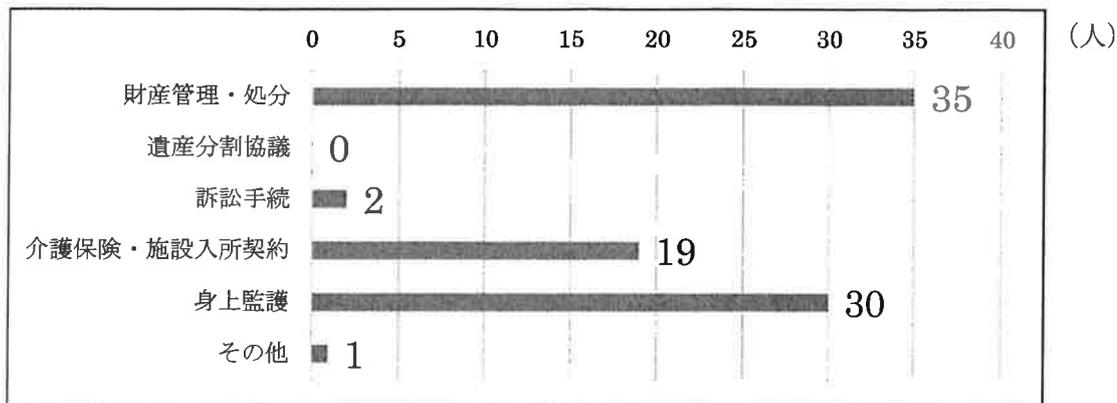
全体の約79%が「1~5年前からの利用」となっていた。

問5. 問1の方が成年後見制度を利用することとなった基本疾病は何ですか？ (SA)・N=52



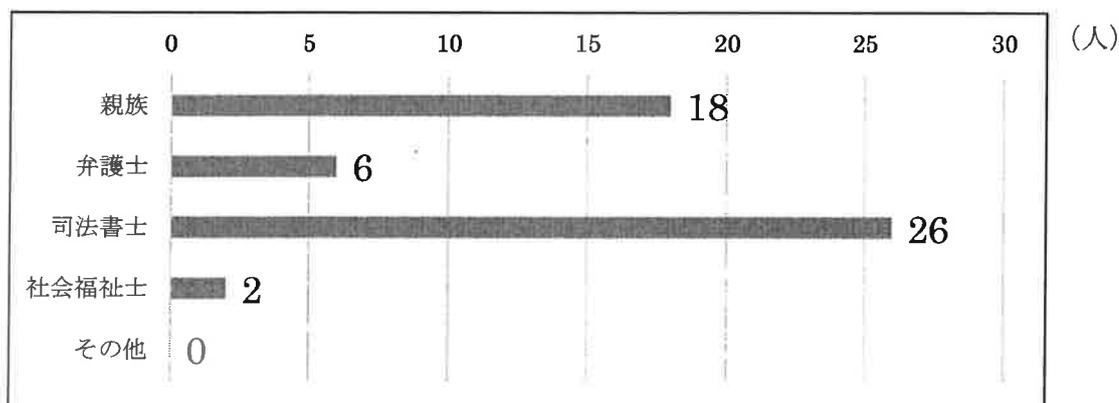
最も多かったのが「知的障がい」で全体の約37%、次に多かったのが「認知症」の約33%であった。総数から考えると、認知症の方の利用率が低いように思われる。

問6. 問1の方が成年後見制度を利用することとなった動機は何ですか？ (MA)・N=52



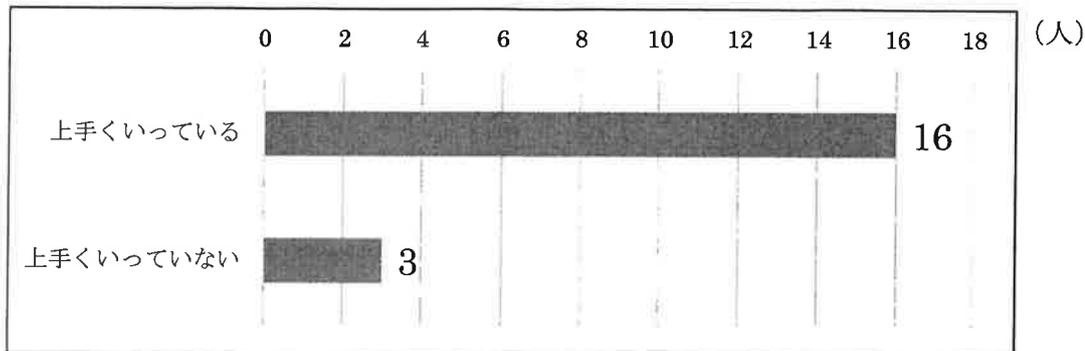
最も多かったのが「財産管理・処分」で35件、次に多かったのが「身上監護」の30件であった。この結果から、法的支援と同等の福祉的支援が求められていることがわかる。

問7. 問1の方の後見人等は誰ですか？ (SA)・N=52



最も多かったのが「司法書士」の50%で、次に多かったのが「親族」の約35%であった。問6において、福祉的支援が必要である方が多かったが、実際には福祉職があまり関わっていないことがわかる。この背景には、開業している福祉職がほとんどいないことが大きく影響していると思われる。今後は福祉職の割合を高めていくことが望まれる。

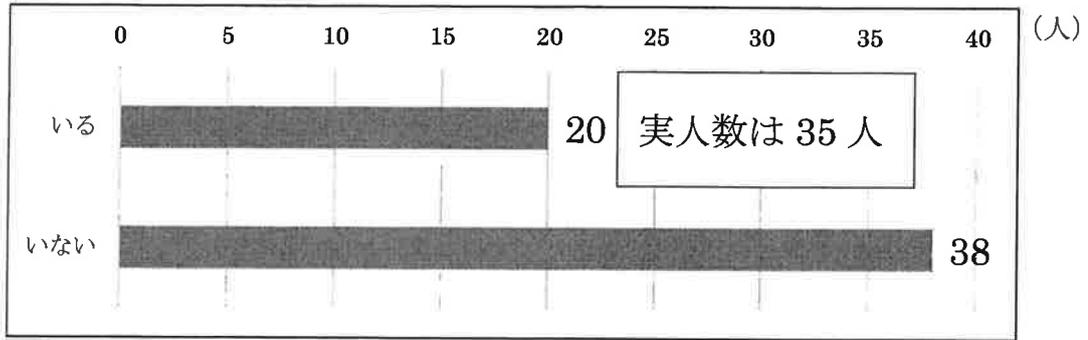
問8. 後見人等の方との関係性はいかがですか？ (SA)・N=19



大半が「上手くいっている」との回答であったが、「上手くいっていない」との回答も約 20%あった。以下にその理由を記載する。

| | |
|-----------|--|
| 上手くいっている | <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネとの役割分担が図られ、スムーズな支援を行えるようになった ・全てのことに對して管理が行き届いている ・実妹の夫が後見人で関係性も悪くなく相性の良い兄妹を選んだと話されていた ・通帳類の提出に拒否は見られず、本人の言葉から「お金なくなったらあの人に言えばええやんな」と聞かれている ・親族であるためトラブルはない ・定期的に面会がありコンタクトもしっかりとれている ・計画相談、モニタリング、入院、サービスの変更などその都度伝え、相談して上手くいっている ・後見人の方の人柄 ・必要な情報を共有し、役割分担ができています ・面接時や電話連絡にて状況報告や確認を行えている ・財産管理等はしっかりと提供していただいている。被後見人の様子も理解してもらえたらと思う。日々、様子が変わるので |
| 上手くいっていない | <ul style="list-style-type: none"> ・家族からの不満で1年前に弁護士が交代した ・本人は納得されていない。家族が全て行った経緯あり ・最初の後見人が1,000万円預けるよう言って来たため不審に思い依頼先を変えた |

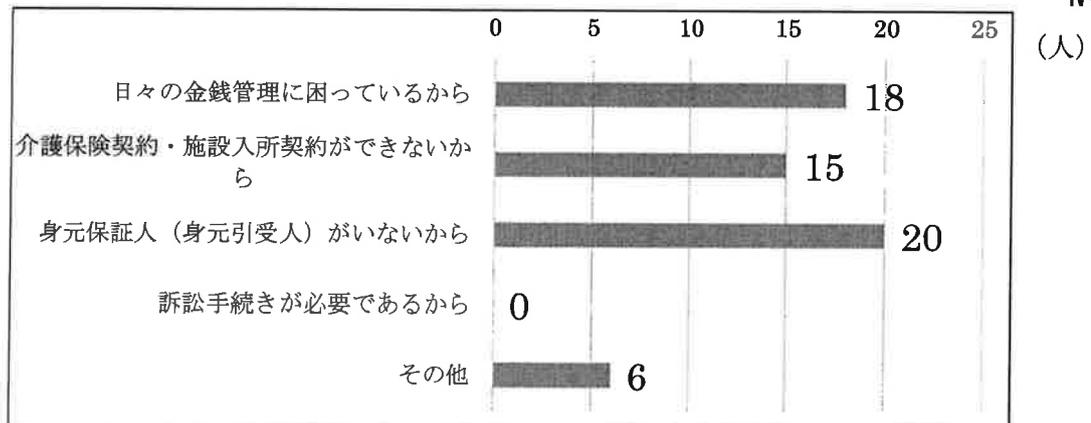
問 9. 貴事業所（施設）の利用者のうち問 1 でお答えいただいた人数を除き、成年後見制度を利用した方がよいと思われる方はいますか？（SA）・N=58



「いる」との回答は全体の約 34%で、実人数は 35 人であった。よって、以下のグラフは主に 35 人を母数としたグラフとなる。

問 10. 問 9 の方が成年後見制度を利用した方がよいと思われる理由は何ですか？（MA）

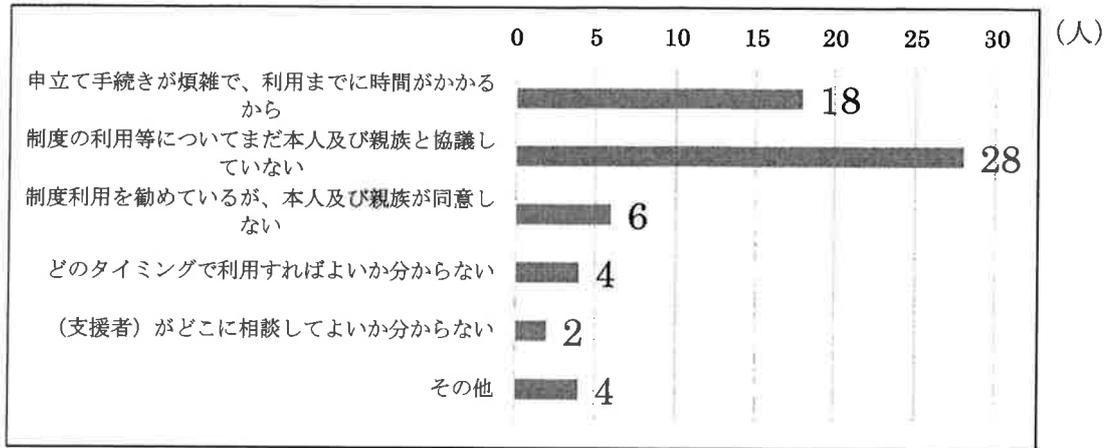
N=35



最も多かったのが「身元保証人（身元引受人）がないから」で 20 件、次に多かったのが「日々の金銭管理に困っているから」の 18 件であった。以下、その他の理由を記載する。

| | |
|-----|--|
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 独居で認知症があり、家族は遠方。悪徳商法にひっかかる ・ 独居で息子が盗っていったとの話を日常からしているため ・ 身内からの金銭搾取が疑われる。身内ではなく、地域の方が今も金銭管理を支援してくれている ・ 入院時、生命の判断が必要なこと |
|-----|--|

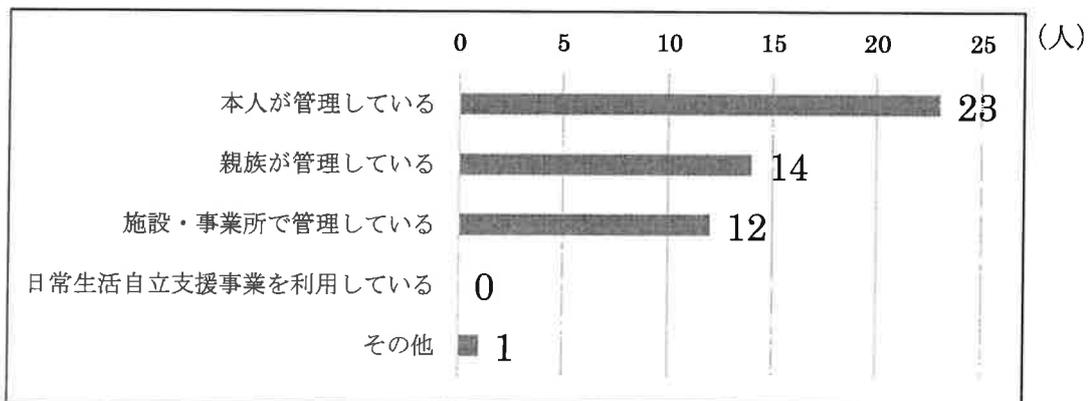
問 1 1. 問 9 の方が成年後見制度の利用に至らない理由は何ですか？ (MA)・N=35



最も多かったのが「制度に利用等についてまだ本人及び親族と協議していないから」で 28 件、次に多かったのが「申立ての手続きが煩雑で、利用までに時間がかかるから」の 18 件であった。以下、本人及び親族が同意しないことの原因とその他の理由を記載する。

| | |
|-----|---|
| 理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・制度利用のお金もったいない ・まだ何とか家族でフォローできていると返答 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・費用的なこと ・制度についての相談はあるが、実際には進んでいない。現在、進行しているケースあり ・本人の強い拒否と養子縁組していないことを息子も言い出せないため |

問 1 2. 問 9 の方の通帳・印鑑・現金等はどのように管理していますか？ (MA)・N=35



最も多かったのが「本人が管理している」の 23 件、次に多かったのが「親族が管理している」の 14 件であった。本人管理が最も多かったため、悪徳商法などによる権利侵害に遭う可能性が高いと思われる。以下、その他の理由を記載する。

| | |
|-----|------------------------|
| その他 | ・親族ではないが地域の方が管理してくれている |
|-----|------------------------|

問13. 成年後見制度の課題・問題点は何だと考えますか？（自由記述）

- 訴訟手続きが大変である。身元保証人や後見人を誰にお願いしたらよいか、その後の関係が上手くいかなかった人もいる。自分では結局できないので困っている
- 相談（支援）機関が乏しく、家族やケアマネ等の支援者が対象者に対し、過度な支援を強いられているのが現状。判断能力が著しく低下した方の各種契約を家族が行ったり、施設入所がそうした方の金銭管理を行うことが権利擁護ではなく権利侵害につながるということを皆が共通認識していかなければ制度利用は進んでいかない
- 手続きの簡略化、スピード。制度利用窓口が不明確。制度に対する利用者の信頼。不正に対する監督の強化
- 家族がいても支援が受けられないケースもありますが、包括と相談して対応しています。申立てに時間がかかる
- 成年後見制度が素直に利用者が利用しにくい。利用する上で内容が十分把握できていない。担い手が養成されていく仕組みが必要。利用支援事業が十分機能していない。低所得・福祉的支援が必要な方々にも活用できる制度になって欲しい。制度の周知。十分理解しないまま（過剰な期待をしたり、誤解して利用を始めたあとで後悔したり）適用されることがないようにと思う
- 市長申立ての件数が少ない。虐待のケースなど、行政や担当者の理解、スムーズな対応が必要と思う
- 制度利用までの手続きに時間とお金がかかる。問題解決後、簡単にやめることができない（長男が親の財産を使っていたため申立てをしたが、問題が解決した後も後見人がついており、日常生活費のキャッシュフローがいちいち手間がかかると家族から不満があった）。書類が後見人のところに届くのと現在担当の弁護士は神戸のため洲本の先生のように気安く会って話をする回数が少ない（車では来て下さるのですが）なぜ神戸なのか（以前は洲本の弁護士でとても良い方でしたが、家族が交代を希望して代わった）
- 残念ながらその制度を悪用する人がいること
- 制度の内容が解りにくいのと、知る機会（研修会等）が少ない
- 手続きが煩雑。手続きをする方が高齢の方の場合、大変だと思う
- 家庭裁判所まで何度も行かなければならないこと。後見人や保佐人を選ぶのが困難。費用がいくらかかるのか不明。手続きが難しい上に時間がかかる。先に個人で支払いしておいて後でもらう融通が利かない点（後見人となった人が）。少しの金額でも制約があり過ぎる。認知症の人に了解を得るのが困難
- 支援機関や専門・関係機関が後見人になると良いのではないか
- 市長申立ての要件が厳しく簡単に行えない。手続きに時間がかかる
- 制度はあっても本人が拒否すると利用に至らない
- 他人の財産管理上、当然とは思いますが手続きが煩雑である。鑑定費用や報酬額へのためらいが考えられる
- 生前贈与ができないなど効率的な財産の管理・使用・運用が難しくなる
- 制度自体を知らない人が多い。自分だと将来受けたいと思う。
- 手続きが煩雑であり、ケアマネがかなり動かないといけないと思う。苦手意識がどうしても働いてしまう

- 今回、成年後見制度を市の地域包括に関わってもらい認知症で本人申立てがギリギリの人に保佐人をつけることができました。制度を本人が理解することが難しく、本人の理解力が衰えている時点での申立てになったので本人同意に時間を要しました。自分の財産を盗られる、裁判所に出向く等、普段と違うことがあるため抵抗がありました（「私は悪いことをしてないのに」と怒りで機嫌が悪くなりました）。制度があまり知られていないため、利用するタイミングが分かりにくい
- 手続きに時間と労力がかかりすぎる。任意後見の方が本人の意思を尊重できるし、親族間のトラブルも防げるような気がします。任意後見の知名度が低く、任意後見契約を締結して老後に備えようとする方が少なすぎる気がします。分かりやすい任意後見制度のPR活動が課題かと考えます
- 気軽に相談できる窓口が欲しい
- 時間、手続き（財産目録作成など）で申請者がためらう。申請者が島外の方だとより時間がかかり負担感が大きい
- この制度を知らない高齢者・家族が多いように思います
- 申立てから実際に制度を利用するまでの期間が長いこと
- 利用するにあたり敷居が高いこと（手続きが複雑など）が考えられる。その他、制度利用に関連することとして、「本人が嫌がり、後見人等との関係が上手くいかないこと」「申立てできる親族はいるが、申立てに消極的で利用に至らないこと」「ケアマネージャーの知識不足」が考えられる
- 成年後見制度を利用したが、子ども間での争いのもとになったり、結局、弁護士さんを立てたことで家族の仲が悪くなったようでした。制度の中身を十分理解できない間に乗ったのが問題だったのか？今後、相続人がいない様な方が増え、利用者も増えてくると思われそうですが、もっと身近な問題として認知症問題と連動して周知させる必要があるのではないだろうか？
- 後見人のできる役割の明確化
- 利用について難しいイメージがある。自分のことだとなかなか思ってもらえない
- 本人の同意を得るまでの苦労
- 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不自由な方々の保護と支援をするのだが、利用しやすいようにしないことには、利用したいとは思われないと考えられる。例えば、成年後見制度にはどのようなものがあるのか？財産管理や契約といっても、実際にはどうしたらいいのかが分からない。独居暮らしの認知症の方はどうするのか？費用はいくらかかるのか？仕組みなど理解しにくいように思われる。後見人は、医療措置の同意ができない。例えば、手術や危険を伴う検査など。成年後見人である弁護士による不正など、ニュースや新聞で見ると大丈夫なのかと不安になる。利用にあたって、すぐに利用できない、ある程度の期間がいる
- 申立て成立までの期間が長い
- 制度利用が開始されるまでに時間がかかり過ぎて支払い等が円滑にできない
- 弁護士の選任方法が曖昧だと思う。後見人になった後の結果・報告について、財産管理の違反行為について、明確なルール作りや管理体制が必要ではないかと思われ
- 制度を利用するにあたり、利用者やその家族への理解を求める必要がある。本人が納得しないと利用できないこともあり、ついつい我々も説明が億劫になる。その時が来るまで財産等のことは言いたくない本音があると感じる。制度利用について費用がかかることもあり、少ない財産なら必要ないのではと思っているところがある

- 手続きに時間がかかる。市長申立ての条件が厳しい。相談窓口が少ない（気軽に相談できる場が少ない）。費用がかかる。保佐人対象の方で「協力できる家族不在で、契約や支払いでの対応は可能だが、それ以外での身上監護や身元引受人の記載ができないため、施設入所やサービス契約などの対応をどうすべきか・・・」との課題がありました
- もの忘れが始まってお金にこだわるようになることがよくあるが、そんな時は人に管理して欲しくないため話を切り出すことができない。いつ話題にするかが問題。早すぎても利用者はピンと来ないし、遅いともう人にお金をとられると思う。また、後見人になる人も適切な人なのか心配
- 成年後見制度の仕組みなど多くの人に理解されていないように思う。成年後見人による不正がニュースになることもあり、不信感もあるのでは？その他にも色々あると思うが、勉強不足のため
- 成年後見制度について知っている方が少ない。権利を守るための身近な制度であると多くの方に認識していただくこと。後見人による財産着服等の不正行為によって、成年後見制度の利用に対して不信感が生まれるのではないか
- 手続きの煩雑さ
- 制度を利用するまでの書類が多く複雑
- 制度の PR 不足。権利擁護センターのような支援機関がない。成年後見だけでなく、虐待（児童・障がい・高齢）も対応できるワンストップ相談窓口の必要性を感じる
- ①申請から登記までの期間が長い
 - ・早く金銭管理に関わっていただきたいが、介入までに時間がかかる
 - ・社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）に限界を感じる（入院患者や施設入所者への関与に対して消極的）
 - ・後方病院の受入れが困難になると、リハビリ目的や緩和目的で転院したい患者の転院調整に支障をきたす場合もある（急性期病院での入院期間が長期化する、医療機関間の機能分化の役割が果たせない）
- ＜リハビリ目的の場合＞
 - ・脳血管疾患や大腿骨頸部骨折の患者は、「病気を発症後（又は手術後）2か月以内」に「回復期リハビリテーション病棟」へ入院しないと、リハビリを毎日行うことができない
 - ・後見人の利用までに上記の期限が過ぎてしまう可能性が高い
- ＜緩和目的の場合＞
 - ・さまざまなサービスについて保証人がいないという理由で「契約」ができなかった場合、転院・施設入所・自宅退院の調整にあたって迅速な対応ができない
 - ・市長申立てについてハードルが高く、申請するまでに時間がかかる
 - ・身寄りのない方、意識レベル低下した方に対するアプローチについてより早期に介入が必要
- ②医療同意ができない、身元保証人になれない
 - ・できない理由は理解できるが、医療機関側とすれば、ご記入いただかないと治療ができなかったり、転院調整で後方支援病院から受け入れを断られる可能性がある
 - ・リハビリ目的や緩和目的での転院ができにくい社会的課題や経済的課題をある程度解決しないと、転院での受け入れが困難になっている

14. 洲本市社会福祉協議会へのご意見をお聞かせください（自由記述）

- 特にありません
- 他地域のように権利擁護センター等を設立し、権利擁護支援の底上げを行って行って下さい。期待しています
- 頼りにしておりますので、頑張ってください。また教えてください
- いつもお疲れ様です。今後も地域福祉向上のための取組、大変かとは思いますが喜びの声をよく聞いています。今後もお願いいたします
- お世話になっております。特にありません
- いつもお世話になります。洲本市内の福祉事業所で働く主に新任職員同士が交流できる場があれば教えてください
- これからも地域づくりの拠点になって欲しいです
- 今後、福祉サービス利用援助事業を活用したり、成年後見制度の利用が必要と考えられるケースが増加することは事実ではありますが、若い介護支援専門員の中にはその事業や制度を知らない者が多い。社協からのPRがさらに必要と思います
- 洲本市社会福祉協議会のホームページにおいて、総合相談所のご案内にて、洲本市社会福祉協議会では、様々な相談受付を行っています。福祉サービス利用援助事業相談（例）金銭管理に自信がない、福祉サービスの利用手続きが分からない等いずれも無料で対応させていただきますので、お気軽にご相談ください。と表記されていることによって、検索できる方は相談窓口があることを知り得ることができ、相談に足を運ぶと思われる。成年後見制度について、講座を開催されていますが、定期的にセミナーを開催していただき、学ぶ機会を増やして欲しいです
- 社会福祉士などの福祉分野に精通している人を選任して欲しい
- 高齢者の後見人について、できれば福祉職に精通した方が良い。その辺りを協議会で検討していただきたい
- いつも活躍ご苦労様です。ある人からもっと広い場所でできないものかと言われました。やまての駐車場が狭い。新しい市の庁舎ができましたよね。その一部で何かできないでしょうか。市内の人は利用できても市外の人が利用しにくいと言われています
- 成年後見制度に関する周知があまりできていないように感じるので、広報に載せるなどの機会を増やして欲しいです。制度の仕組みや窓口を知っておくことが大切なので、明確に分かるような対応をお願いします
- さまざまなイベントをされていると思います（Facebookも見せていただいています）
- 法人後見や市民後見を進めて行っていただきたい
- 日常生活自立支援事業でお世話になってます。柔軟に対応していただき、感謝しています
- グループホーム入所希望者が少なくなっています。在宅生活でお困りの方がいらっしゃればご相談ください
- ①いつも急な相談にも関わらず、迅速に対応いただき、とてもありがたく感謝しております
 - ・身寄りのない方、生活困窮者の入院中の必要な生活用品（服等）を持ってきていただく
 - ・入院した患者が介護者で、自宅に介護が必要な方がいた場合の見守り支援
 - ・日常生活自立支援事業への介入

②地域ケア会議で話し合われた事例に対しての積極的関わりをより強化していただければ有り難い
 ・金銭管理、身元保証の課題については、入院した時にとっても重要な支援内容になります。成年後見
 制度や日常生活自立支援事業への早期介入についてご検討いただければ幸いです

③インフォーマルなつながりの強化を期待します

地域住民同士のつながり、民生委員同士のつながり、その他ボランティア団体とのつながり、町内会
 とのつながり、老人クラブとのつながり、子ども会とのつながり、各種団体同士のつながり

Ⅲ 参考

「成年後見制度の課題・問題点」の自由記述の箇所において、利用料金が高い、利用開始までに時間がかかるとい
 うご意見が多数寄せられました。しかし、それらについては近年、大幅に改善されてきている
 ようなので、最高裁判所が毎年発表している資料を以下に転記させていただきます。

【審理期間】

| 平成 17 年 | 平成 27 年 |
|---------------------------|---------------------------|
| 1 か月以内：12.1%・2 か月以内：35.1% | 1 か月以内：44.8%・2 か月以内：76.2% |

【鑑定の実施】*実施割合は平成 19 年より公表されている

| 平成 19 年 * | 平成 27 年 |
|-----------|---------|
| 37% | 9.6% |

※鑑定が実施されない場合、切手・印紙代（5,000 円～1 万円）のみで申立てを行うことができる

※後見人等への報酬は、本人の財産の範囲内から支払われ、それにより生活費が圧迫されることはない

【鑑定の費用】

| 平成 17 年 | 平成 27 年 |
|--------------|--------------|
| 5 万円以下：39.9% | 5 万円以下：60.9% |

(参考：「成年後見関係事件の概況」最高裁判所)

平成29年1月

社会福祉法人
洲本市社会福祉協議会

【 記入にあたってのお願い 】

1. この調査は、「洲本市社会福祉協議会・第3次地域福祉推進計画」に基づき、洲本市における成年後見制度の利用状況等を調査し、今後の成年後見活動の充実を図ることを目的に実施いたします。お答えいただいた内容は、調査としての結果をまとめるほかには使用いたしません。したがって、皆さまにご迷惑をお掛けすることは決してありませんので、ありのままのお考えをお聞かせください。
2. 本調査は、洲本市内在住の方を対象としておりますので、介護支援専門員様及び相談支援専門員様はご注意ください。なお、入院・入所されている方については、住民票登録地に関わらず、入院・入所されている方全員の状況をご記入ください（ショートステイを利用中の方は除く）。
3. 複数の事業を実施している事業所様は、事業所（施設）ごとにご記入ください。
4. 回答は、平成29年1月1日現在でご記入ください。
5. 回答は、あてはまる項目を選んで、その番号を○印で囲んでください。また、（ ）内に具体的な人数等をご記入ください。
6. 記入済の調査票は、平成29年2月10日（金）までに返信用封筒にてご提出ください。
7. この調査についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。

洲本市社会福祉協議会・五色支部（担当：東）

TEL：35-1166 / FAX：35-1167

平成28年度 洲本市社会福祉協議会 成年後見制度ニーズ調査

| | | |
|---------------|--|---|
| 事業所の名称 | | |
| 記入者（職・氏名／TEL） | | — |

※上記は公表しませんが、施設類型のみ公表させていただきます

※事業所単位でのご記入をお願いいたします

※利用者様への聞き取りは不要です。普段の関わりの中で把握されている情報をもとにご記入ください

問1. 貴事業所（施設）の利用者で、日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）や成年後見制度を利用されている方はいますか？（該当箇所には○印、カッコ内にその人数を記入）

- ①日常生活自立支援事業を利用している（ 人）
 ②成年後見制度を利用している（ 人）
 ③両方を利用している（ 人）
 ④利用者はいない（ 人）
- } ⇒問2～8もお答えください
 ⇒問9以降にお答えください

問2. 問1の方の後見類型は何ですか？（該当箇所全てに○印、カッコ内にその人数を記入）

- ①後見（ 人） ②保佐（ 人） ③補助（ 人） ④任意後見（ 人）

問3. 問1の方の申立ては誰が行いましたか？（該当箇所全てに○印、カッコ内にその人数を記入）

- ①本人（ 人） ②親族（ 人） ③弁護士（ 人） ④司法書士（ 人）
 ⑤市長（ 人） ⑥その他（ 人・ ） ⑦不明（ 人）

問4. 問1の方はいつから成年後見制度を利用していますか？

（該当箇所全てに○印、カッコ内にその人数を記入）

- ①1～5年前から（ 人） ②6～10年前から（ 人） ③11年以上前から（ 人）

問5. 問1の方が成年後見制度を利用することとなった基本疾病は何ですか？

（該当箇所全てに○印、カッコ内にその人数を記入）

- ①認知症（ 人） ②知的障がい（ 人） ③精神疾患（ 人）
 ④その他（ 人・ ）

問6. 問1の方が成年後見制度を利用することとなった動機は何ですか？

（該当箇所全てに○印、カッコ内にその人数を記入）

- ①財産管理・処分（ 人） ②遺産分割協議（ 人） ③訴訟手続（ 人）
 ④介護保険契約・施設入所契約（ 人） ⑤身上監護（ 人） ⑥その他（ 人・ ）

※身上監護：入院契約、医療費の支払、賃貸借契約、賃料の支払、施設契約、施設費支払、介護契約、生活保護申請、利用料支払、本人の心身の状況に関する見守り等

問7. 問1の方の後見人等は誰ですか？（該当箇所全てに○印、カッコ内にその人数を記入）

- ①親族（ 人） ②弁護士（ 人） ③司法書士（ 人） ④社会福祉士（ 人）
⑤その他（ 人・ ）

問8. 後見人等の方との関係性はいかがですか？（該当箇所に○印、カッコ内にその理由を記入）

- ①上手くいっている（理由： ）
②上手くいっていない（理由： ）

問9. 貴事業所（施設）の利用者のうち問1でお答えいただいた人数を除き、成年後見制度を利用した方がよいと思われる方はいますか？（該当箇所に○印、カッコ内にその人数を記入）

- ①いる（ 人） ⇒問10～12もお答えください ②いない ⇒問13以降にお答えください

問10. 問9の方が成年後見制度を利用した方がよいと思われる理由は何ですか？

（該当箇所全てに○印、カッコ内にその人数を記入）

- ①日々の金銭管理に困っているから（ 人）
②介護保険契約・施設入所契約ができない（できにくい）から（ 人）
③身元保証人（身元引受人）がないから（ 人）
④訴訟手続きが必要であるから（ 人）
⑤その他（ 人・ ）

問11. 問9の方が成年後見制度の利用に至らない理由は何ですか？

（該当箇所全てに○印、カッコ内にその人数を記入）

- ①申立て手続きが煩雑で、利用までに時間がかかるから（ 人）
②制度の利用等についてまだ本人及び親族と協議していない（ 人）
③制度利用を勧めているが、本人及び親族が同意しない（ 人）
（理由： ）
④どのタイミングで利用すればよいか分からない（ 人）
⑤（支援者が）どこに相談してよいか分からない（ 人）
⑥その他（ 人・ ）

問12. 問9の方の通帳・印鑑・現金等はどのように管理していますか？

（該当箇所全てに○印、カッコ内にその人数を記入）

※施設や事業所で行っている小口の金銭管理は除きます

- ①本人が管理している（ 人）
②親族が管理している（ 人）
③施設・事業所で管理している（ 人）
④日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）を利用している（ 人）
⑤その他（ 人・ ）

問 1 3. 成年後見制度の課題・問題点は何だと考えますか？（自由記述）

問 1 4. 洲本市社会福祉協議会へのご意見をお聞かせください（自由記述）

成年後見制度ニーズ調査
【結果報告書】

社会福祉法人 洲本市社会福祉協議会
平成29年3月

洲本市山手二丁目2-26 やまて会館内
TEL : 0799-26-0022
FAX : 0799-26-0021
